

高槻市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

平成19年3月にJR高槻駅前の「総合市民交流センター」内に開設しました地域職業相談室(ワークサポートたかつき)は、一昨年来の雇用・就労状況の悪化に伴い利用者数が急増し、長時間待っていただく状態が続いておりました。その対策といたしまして、大阪労働局の協力を得て執務室の増床や検索パソコンの増設等を行い、待ち時間の短縮など利便性を向上するとともに、より多くの求職者に対する求人情報の提供に努めております。また、緊急雇用対策事業につきましては、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」におきまして介護・福祉、子育て、医療・環境等の分野における新たな雇用機会を創出するため、様々な事業に取り組んでいるところです。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

就職困難者等への就労支援につきましては、専任の就労支援コーディネーターによる相談者一人ひとりの事情に配慮したきめ細やかな支援を行っております。また、障害者に対する支援としましては、障害者就業・生活支援センターやNPO・作業所等のネットワークに参加し、各機関と連携して事業の充実・強化に努めているところでございます。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働福祉課発行の情報誌『ワーキングニュース』や市広報紙・ホームページ等による広報や、三島地域の市町や大阪府との共催で「三島地域はたらく人たちの法律セミナー」と題した労働に関する法律セミナーを開催し、法改正や法令順守の周知に努めております。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体においては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価一般競争入札制度につきましては、平成19年度から工事請負契約において試行実施しています。また、平成22年度は業務委託契約(清掃業務)において試行実施を予定しております。

公契約条例につきましては、一義的には国が必要な措置を講ずべきものと考えております。ただし、公契約条例という形式ではなく、総合評価の評価項目として活用の可能性が考えられます。委託契約における総合評価方式の試行の検証と法の整合性を図ったなかでの今後の研究課題と認識しております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

労働福祉課発行の情報誌『ワーキングニュース』や市広報紙・ホームページ等への「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事の掲載や、市内企業約140社で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」に情報提供等を行うなど、周知・啓発に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

市内製造業の競争力を強化するため民間企業での経験・知識を有するビジネスコーディネーターを派遣するほか、地元企業間のネットワーク強化を図るため「高槻市ものづくり企業交流会」の取り組みを支援するなど、市内中小企業間の連携とマッチングに取り組んでおります。また、大学等と市内企業のマッチングによる新技術開発等を促進するため、高槻商工会議所が実施する「産学連携プラザ」事業に対して支援しております。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

市内の企業立地を促進するため、「高槻市企業立地促進条例」に基づく奨励制度のほか、制度融資等の支援施策を紹介するパンフレットを作成し、企業訪問を中心とした積極的なPRを図っております。また、既存企業の定着を図るため、新たに「高槻市企業定着促進補助金」を創設し、企業の市外流出を防止してまいります。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

市内業者(中小企業)の指導育成を基本としております。また、官公需法につきましては、その趣旨を十分理解しております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き上げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

全国中小企業取引振興協会が実施する下請適正取引ガイドラインの普及啓発活動等について市内中小企業への周知を図り、公正な取引の啓発に努めております。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこ

と。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

行財政改革については、パブリックコメントや市民等が参加する行財政改革懇話会の意見を踏まえ、実施計画を策定しています。また、取り組み項目ごとに計画期間の目標を定め、市民が真に必要な行政サービスの充実に向けて、効果的・効率的な行政運営をめざして取り組んでいるところです。計画の取り組み状況については、議会への報告ならびに市の広報紙やホームページ等を通じて公開しております。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

行政運営の推進にあたっては、効率的な行財政運営とともに、新たな公共サービスの確保・提供に向け、公民の役割と協働の推進を基本として取り組んでいるところです。計画の策定や取り組み状況については、市民等が参画する行財政改革懇話会のご意見をいただきながら、議会への報告ならびに市の広報紙やホームページを通じて、公開しております。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づく特例市並みの権限移譲については、提案された事業について、本市にとって市民サービスの向上につながるよう、また移譲に際して財政・人的支援などが適切に行われるように要請し、地方分権の推進に向けて前向きに取り組んできたところです。

今後も、自らの責任で効率的な自治体経営を行えるよう、税源移譲も含め役割に見合った税財

政制度が構築されるよう国・府に働きかけていくとともに、地方の自主性・自立性を高めるため真の地方分権改革を推進し、個性豊かで活力に満ちた分権型社会の実現のため中核市市長会などを通じて取り組みを行ってまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保に向けては、大阪府市長会等を通じて国に要望を行っております。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市の行政評価システムは、行政の透明性を確保し説明責任を果たす、限られた行政資源を有効活用するための事務事業の見直し及び選択、評価を通しての職員の意識改革と政策形成能力の向上を目的として、3年間の試行を経て、平成15年度から本格導入しております。また、外部評価につきましては、評価制度全体を見据えたうえで研究を進めてまいります。

4 . 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

「大阪府保健医療計画」に基づき、本市は三島二次医療圏3市1町の幹事市として、病院群輪番制運営事業及び小児救急支援事業を運営しております。病院群輪番制運営事業は市町単独事業であり、実績により各協力病院に対し3市1町より補助を行っています。小児救急支援事業については、国・府・市各3分の1の補助により支援を行っています。

また、医師・看護師の不足解消などは、国や大阪府が対応されるべきものでありますが、本市といたしましても市医師会や大阪医科大学等の協力を得て、対応してまいりたいと考えております。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

平成21年度から、市独自の施策として労働環境整備の取り組みに対する経費の一部を助成する就労体制整備支援事業を実施しているほか、国においても介護職員の処遇改善策として介護報酬の改定や介護職員処遇改善交付金の交付が実施されたところです。また、実地指導監査等を実施する際には、職員研修の実施や職員処遇の状況を確認し、助言や指導を行っているところです。今後とも福祉職員の人材確保の強化に向け取り組んでまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

本市では、障害者自立支援法施行時より、移動支援の利用毎月12時間無料、地域生活支援事業(日常生活用具給付を除く)の一括上限設定、障害福祉サービスの利用者については、その負担月上限額を超えて地域生活支援事業の利用者負担を徴収しない一体管理など、独自の利用者負担軽減策を実施してまいりました。

平成22年度からは、国の「低所得者にかかる利用料の負担を無料とする」制度に伴い、本市地域生活支援事業の利用者負担も同様とすることを予定しております。この趣旨に鑑み、市独自の負担軽減策についても継続して実施し、自立と社会参加への支援を推進してまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

市民・精神障害者及び家族を対象に、うつ病や統合失調症などの精神疾患、アルコール依存症などについて理解を深め、こころの病をもちながらも安心して安全に生活ができる地域社会づくりを推進するために、こころの健康相談を行ってまいります。

また、様々な要因が自殺に結びつくなかで、本市といたしましては医療機関が参加する精神保健福祉関係機関連絡会議にて連携を深めたり、市民向けのうつ病等の疾患をテーマとした講座や庁内相談機関担当者を対象としたゲートキーパー養成講座を行ってまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

本市の保育は認可保育所での保育を基本としており、昭和51年度以降は、迅速な保育所整備を図ることとして、社会福祉法人による保育所の新設や既存保育所の増築・増改築及び定員増によって受け入れ児童数の拡大を図ってまいりました。しかし、近年急速に保育需要が増大していることから、待機児童が存在している状況にあります。当面は待機児童解消のためにさらなる保育所の新設や定員増も必要で、今後も適切に保育需要を把握し、保育所整備を推進してまいります。

また、民間保育所に対しては、保育士の処遇改善等を図るため、保育所運営費の補助に加え、適正な助成を行ってまいります。

待機児童の解消に向けて、平成17年度より学童保育室の整備を継続して実施しており、平成22年度は冠・玉川両学童保育室で2室目を整備します。今後も学童状況を把握し、必要に応じて対応を検討してまいります。次に、就労する学童保育指導員の労働条件の改善については、従来の労使慣行を踏まえて今後も対応してまいります。

子育て総合支援センター及び各中学校区にある地域子育て支援拠点施設において、子育て中の親子が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・講習会を行い地域での子育て支援機能の充実を図るとともに、地域の福祉委員会や児童委員等と連携して公民館やコミュニティセンターで出前広場を実施し、地域の子育て支援団体とネットワーク化を図り、きめ細かな子育て支援に取り組みます。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、

2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

平成22年度は府の交付金を活用して警備員配置事業を継続してまいりますが、平成23年度以降の対応につきましては、他の自治体の動向にも注視するなかで、児童の学校生活の安全確保に向けた検討をしてまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

35人学級編制については、大阪府教育委員会と連携し、継続して要望してまいります。また、3年生から6年生を対象として、少人数指導員を引き続き市独自で配置し、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図ってまいります。キャリア教育につきましては、実践的・体験的な学習活動の充実を図るとともに、小中連携した取り組みを推進してまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

子ども手当や高校授業料の無償化の動きがありますが、就学援助や奨学金については現行の基準にて引き続き実施する予定です。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

児童虐待等の未然防止、早期発見・対応に向け、児童虐待通告対応及び高槻市児童虐待等防止連絡会議の運営を円滑に行い、関係機関構成員の専門性向上を目的とした研修会及び事例研究を実施し、ネットワークによる支援の充実と機能強化に取り組んでまいります。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

「配偶者暴力防止法」の改正に伴い、本市においても市基本計画の策定について調査・研究いたします。

相談機能につきましては、男女共同参画センターにおいて、ドメスティック・バイオレンスに関する相談を含めた一般相談・法律相談・こころと体の電話相談を実施しており、市の広報紙・情報誌・パンフレット等で市民への周知を図っています。

また、配偶者からの暴力の防止に関しては、相談や支援につながるよう、パンフレットや市の広報紙を通じて周知啓発しています。

関係機関との協力については、高槻市DV対応連絡協議会を設置し、庁内の関係所管ならびに市内外の各関係機関との連携を図るとともに、「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」などにより、府・他市等との協力を図っています。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

男女共同参画行動計画の推進に関しましては、平成19年度に見直し改訂を行った「たかつき男女共同参画プラン」の進行管理をするとともに、次期行動計画の策定に向けて、男女共同参画に関する市民意識調査を行います。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

温室効果ガス排出量削減施策につきましては、「環境基本計画」に基づき、引き続き省エネルギー

ギーの推進やヒートアイランド対策の啓発などに、市民・事業者及び関係行政機関と連携しながら取り組んでまいります。また、市域における温暖化対策を計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画を平成22年度中に策定いたします。

さらに、平成18年度に策定した「地域新エネルギービジョン」に基づき新エネルギーの導入促進を図るため、既存の制度を一部見直し、住宅用太陽光発電設備に対する補助制度を拡充し、ペレットストーブ等に対する補助制度を拡大して実施するなど、新エネルギー導入促進に取り組んでまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

循環型社会形成に向け、古紙・びん・空き缶等のリサイクルごみやペットボトルの回収事業を進めるとともに、自治会等が実施する集団回収事業についても奨励金制度を改正するなど、拡大に向け支援を行っているところです。

さて要請の諸課題につきましては、昨年度設置した「高槻市廃棄物減量等推進審議会」での課題と位置付け、平成20年3月に改定を行った「高槻市一般廃棄物処理基本計画」及び「大阪府循環型社会形成推進条例」を踏まえながら、3Rを含む様々な施策を推進してまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

大規模災害に備えた食糧備蓄体制については、「高槻市地域防災計画」に規定する被害想定に基づき年次的・計画的に予算措置し、整備に努めています。また、これらの点検についても計画的に実施しているところです。

地域住民の訓練への参加については、地区コミュニティや各自治会と連携し実施を図っているところです。さらに、避難場所への誘導標識の増設などの防災対策については、「安全・安心のまちづくり」を推進するために、大阪府をはじめとする関係機関と連携するなかで検討し、さらに地域防災力の向上を図るよう努めてまいります。

(3)- 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観

点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

校舎の耐震化につきましては、平成21年度と22年度の2年間で、一次診断結果で耐震性能の低い校舎の二次診断を実施しているところであり、大規模な地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いIs値0.3未満の見極めを行ってまいります。この二次診断結果を踏まえた耐震化の優先順位を基本とし、耐震補強工法や工事期間・事業費等の耐震化計画の検討に取り組み、可能な限り早期に耐震工事を進めてまいります。

耐震診断及び改修の補助制度につきましては、耐震診断・改修補助の市民ニーズは年々増加しており、それに応えるべく広報・啓発の充実を図っております。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

市民への安全啓発や平成21年4月から運用開始しました「青色防犯パトロール」など様々な防犯対策を大阪府警察（高槻警察署）と連携して実施しているところです。また、地域における安全施策についても、地域での防犯対策の中心となる防犯協議会等と連携し、地域での子ども見守り活動の推進などに努めているところです。

高槻市学校安全推進事業の一環として、地域で子どもを悪質な事件や犯罪から守るため、セーフティボランティアとの連携を強化するとともに、「子どもの安全見守り隊」に活動協力をいただく中で、地域での犯罪抑止効果の向上に努めております。今後も引き続き、保護者・地域教育協議会・地域住民等のボランティア活動とも連携し、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

また、犯罪防止教室等を関係諸機関と連携して実施するとともに、保護者の参加や支援を呼びかけ効果的な安全指導を行ってまいります。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス

網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市は、平成15年5月に「高槻市交通バリアフリー基本構想」を作成し、整備内容や目標時期を定め、鉄道駅や道路等のバリアフリー化に取り組んでまいりました。基本構想に掲げている内容につきましてはおおむね達成しており、平成22年度にはバリアフリー新法に対応した基本構想への見直しを行い、引き続きバリアフリー化を進めてまいります。

街づくりの強化につきましては、広域的な移動を支える新名神高速道路ならびに関連道路の整備の促進とともに、市街地中心部の交通環境の改善に寄与する環状道路、市街地中心部と隣接都市間を結ぶ放射状道路の形成に向け、大阪府と連携を図りながら、計画的に道路整備に取り組んでまいります。

また、交通体系の多様化を図り、自動車交通の抑制による環境負荷の小さい交通体系の実現と市民の交通便利性の向上を図るための公共交通機関の充実を図るとともに、公共交通利用促進に向けては、より広く分かりやすい広報・周知に努めます。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害による被害者救済のためには、真に独立性・迅速性・専門性を備えた実効性のある法的処置が必要であると認識しており、市長会を通じまして、法的措置を早期に講じられるよう国に対して要望しております。今後とも、引き続き大阪府とも連携し、市長会を通じて要請してまいります。

また、大阪府と連携した人権啓発活動につきましては、広報紙で土地差別に関する問題を取り上げ、市民への警鐘と協力をお願いしてきたところです。

さらに、現在問題となっている戸籍や住民票の不正請求事件に対しましては、平成22年2月からは、第三者からの請求に対する通知制度を実施しました。この制度の実施により不正請求に対する歯止めがかかり、人権問題の発生を未然に防げるものと考えています。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は昭和58年に「非核平和都市宣言」を行い、この間、平和と人権の尊重を市政の重要な柱の一つとして位置付け、行政運営を行っております。

毎年8月には平和展を実施し、市民とともに平和について考え平和の尊さを学んでまいりました。平成19年度には戦争の体験談をDVD化し、平成20年度には紛争の犠牲者を取り上げるなど戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えました。また、平成21年度には小学校の広島への修学旅行をDVD化し、会場にて放映しました。平成22年度におきましても、引き続き戦争に対する意識が風化しないように、平和展等を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。